

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 高槻市発注の 令和7年度漏水修繕等単価契約 (当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「当該業務」という。)の受託

(2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_共同企業体 (以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和\_\_年\_\_月\_\_日に成立し、当該業務の請負契約の履行後4か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該業務を受注できない場合は解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、別紙のとおりとする。

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該業務に関し、当企業体を代表して見積り及び請負代金の請求・受領を行う権限並びに発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別紙に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものにかかる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当該業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、当該業務完了後に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該業務を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち当該業務の履行中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該業務を完成する。
- 3 第1項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうち、いずれかが当該業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_ほか\_\_社は、前述のとおり、\_\_\_\_\_共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

代 表 者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

Ⓜ

構 成 員

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

Ⓜ

構成員及び出資比率

商号又は名称	代表者名	出資比率 (%)